

木山・広安地区で「空き家・空き地調査」を実施

町では、空き家や空き地の所在地と件数、状態などを分析して危険性の有無を判断するとともに、地域活性化に向けた施策を検討するため、「空き家・空き地調査」を実施します。

今回、木山・広安地区において、町から委託を受けた調査員が現地調査を行います。調査員は腕章を着け、調査員証を携帯しておりますので、円滑な調査にご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

調査の概要

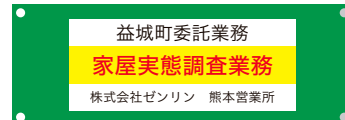
調査名 益城町空家・空地等実態調査業務
委託業者 株式会社ゼンリン 熊本営業所
調査方法 建物・土地の外観目視調査
調査期間 9月1日～10月30日(予定)
調査地区 区画整理事業地内を除く木山・広安地区

調査員の服装など ※イメージ

・ 着衣



・ 腕章



・ 調査員証



☎ 都市計画課 建築係 ☎ 289 - 8308

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給対象者

老齢基礎年金受給者

次の全てを満たす人。

- ・ 65 歳以上
- ・ 世帯全員の市町村民税が非課税
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下

障害／遺族基礎年金受給者

前年の所得額が約 472 万円以下の人。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

請求について

すでに年金を受給している人

対象となる人には、9月初旬より順次、日本年金機構(年金事務所)からお知らせを送付します。

同封のはがきが「年金生活者支援給付金請求書」となっていますので、必要事項を記入し提出してください。令和5年1月4日(水)までに手続きを終えると、令和4年10月分までさかのぼって受給できます。

これから年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金の請求で不明な点は、「給付金請求ダイヤル」(☎ 0570 - 05 - 4092)に問い合わせてください。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
 熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503